

裁判官認印

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (少額訴訟手続・和解)

事 件 の 表 示 平成 2 3 年 (少ニ) 第 2 4 号
期 日 平成 2 3 年 5 月 1 1 日 午後 2 時 0 0 分
場所及び公開の有無 相模原簡易裁判所法廷で公開
裁 判 官 岡 崎 昌 吾
裁 判 所 書 記 官 田 中 真 人
出頭した当事者等 原告代表者 [REDACTED]
被 告 [REDACTED]
指 定 期 日

弁 論 の 要 領 等

司法委員今村千登士立会

原 告

- 1 訴状陳述
- 2 第 1 準備書面陳述

被 告

答弁書陳述

証 拠

- 1 甲 1 ~ 4 (甲 2, 甲 4 (各写し))
- 2 乙 1 ~ 3 (各写し)
- 3 原告代表者 (職権)
- 4 被告本人 (職権)

当事者間に別紙のとおり和解成立

裁判所書記官 田 中 真 人

(別紙)

第1 当事者の表示

相模原市 [REDACTED]

(登記記録上の住所：東京都目黒区 [REDACTED])

原告 [REDACTED]

同代表者代表取締役 [REDACTED]

東京都港区 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として金20万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を平成23年5月末日限り、原告名義の下記の銀行口座に振り込む方法により支払う。

記

金融機関名 [REDACTED] 支店

口座番号 普通預金口座 [REDACTED]

口座名義 [REDACTED]

- 3 被告が、前項の金員の支払を怠ったときは、被告は原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する平成23年6月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を付加して直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告との間に、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上